



# 野鳥は飼うだけでも罰せられます!

国内産の野鳥を許可なく飼っていると罰則の対象になります。違法に捕獲した場合1年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金が科せられる場合があります。

**標識(脚環)について**

標識は、個体識別を目的としており、公記号及び識別番号の情報を付し、材質には、腐蝕酸化皮膜を施したアルミニウムを用いる。

環境省令で定める標識(脚環)の表示内容(案)

① 個体識別番号  
② 公記号(偽造防止用)

50B7  
1234

標識(脚環)が装着された鳥類(ホオジロ)



愛玩飼養目的の捕獲は原則禁止!  
平成23年、環境省は全  
国の自治体に対し「第1  
次鳥獣保護事業計画」基  
本指針として愛玩飼養  
目的の野鳥の捕獲を原  
則禁止(告示)しました。  
得た個体については、  
命を全うし、飼養す  
ることにできます。但し、  
過去の事例をみると個  
体の更新手続きが厳正に  
行われ、指導監督を徹  
底してください。

**輸入鳥について**  
(法第26条第1項参照)  
適法に捕獲されたこ  
と又は輸出が許可され  
たことを証する外国の  
政府機関が発行した証  
明書を添付してあるも  
はならない。輸入して  
ノコギリ、ヒバリ、コマドリ、  
ビタキ、オオルリ、ウグイス、  
ガラ、ヤマカラ、メジロ、ホ  
シ、カワラ、ホオジロ、ホ  
ウライ、ヒメ、マヒワ、イ  
カル、コイカル、イカル  
密対連では  
識別のための  
リーフレット  
を作成し、警察  
が行う種の識  
別鑑定に協力  
しています。

**国内産? それとも 外国産?**  
メジロ、ウグ  
イス、ホオジ  
ロ、オオルリ、  
キジタキ、オオ  
タカなどは、色  
彩や計測値、鳴  
き声やその他  
の特徴で国内  
産と外国産の  
違いが分かる  
ようになります。

★密猟現場を見つかけたり、許可なく野鳥を飼っている人を見かけたら、  
**密猟110番**

## 全国野鳥密猟対策連絡会

事務局：〒616-8211 京都市右京区常盤御池町21-4  
<http://www.008.upp.so-net.ne.jp/mittairen/>

※密対連は、(公財)日本野鳥の会と連携し、野鳥の密猟防止に取り組んでいるNGOです。